

Information for AFFIDAVIT

以下、外国会社の本店の情報	
1. The name of the Company 会社の商号	
2. The address of the head office 会社の本店所在地 (& Registered Office)	
3. The purposes of the Company 会社の目的	
4. The legal nature of the Company 会社の法的性格	
5. Way of Public Notification 公告をする方法	
6. The names of the Company's Directors 会社の取締役の氏名	
7. The total number of shares of all classes authorized to be issued by the Company 会社の発行する株式の総数	
8. The total number of each class of shares authorized to be issued by the Company 会社の発行する株式の種類およびその数	
9. The total number of all classes of shares issued 会社の発行済株式の総数	
10. The total number of each class of shares issued 会社の発行済株式の種類及び数	
11. The outstanding stated captial of the Company 会社の払込資本金	
12. The period of existence of the Company (if any) 会社の存続年数(もしございましたらご記入ください)	
13. The date of incorporation of the head office of the Company 会社の設立年月日	
14. The law under which the Company is organized 会社の設立準拠法	
15. The FISCAL YEAR of the Company 当会社の事業年度	

以下、日本支店の情報	
16. The intended address of the branch office in Japan 日本における営業所の住所	
17. The name and address of the Company's present Representative in Japan (At least one of the Representative in Japan must reside in Japan. However, He/ She does not have to be a citizen of Japan) 会社の日本における代表者の氏名及び住所	
18. Way of Public Notification for Balance sheet in Japan 日本における貸借対照表の公告をする方法	
19. The date of establishment of the branch office in Japan 日本における営業所を設置する(した)日付	
20. Company Seal 会社の印鑑 (You will also need to have a Company Seal. We can arrange to have a company Seal prepared for you.) Do you want us to have a Company Seal prepared for you? 会社の印鑑は弊社でご用意いたしますか？	

注意点

商号

- ・外国文字による登記は不可 発音をカタカナに引き直して登記
- ・漢字用国(中国、韓国など)の会社 日本の正字であればそのまま登記可能
- ・ローマ字での登記は可能
- ・括弧()は原則不可(ただし、「銀行」、「証券」、「保険」等の業種を示す日本語を括弧書で付加することは可能)
- ・日本における同種の会社又は最も類似する会社の種類名(「株式会社」、「合同会社」など)を付加する必要はない(平成5年11月5日民四6928通知)

本店

- ・外国文字による登記は不可 発音をカタカナに引き直して登記
- ・国名、行政区画(州、市など)は訳語で表示可能
- ・国名の表記は外務省作成の国名表に準拠
- ・住所の表記のうち、符号として使用されるアルファベットはそのまま登記可能

目的

- ・目的の適格性については、日本の会社と同様
- ・「準拠法に基づき認められるあらゆる合法的な行為及び活動」の取扱い現に行っている、又は、近い将来行う予定の事業を具体的に登記すべき。
- ・日本国内において行う事業に限られない 疑似外国会社
- ・外為法に基づく対内直接投資における事前届出業種に当たらないかの確認

役員

- ・氏名、住所については、商号、本店と同様、発音をカタカナに引き直して登記
- ・資格については、日本における同種の会社又は最も類似する会社の役員の表示による方法と発音をカタカナに引き直す方法がある。

設立準拠法

- ・具体的な法令名を登記 × デラウェア州法 デラウェア州一般会社法